

被保険者証の切り替えを忘れずに！

国民健康保険課

☎ 973-3202
FAX 974-6764

うるま市の国民健康保険加入者が現在お持ちになっている国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は平成20年3月31日となっています。有効期限が過ぎてしまうと、4月1日以降病院や診療所等で治療を受けるとき、医療費が全額自己負担となり後で払い戻しもできません。

平成20年3月31日までは被保険者証の切り替えをしましょう!!

窓口切り替えは平成20年3月31日(月)から行います。

窓口切り替えの際は身分証(運転免許証等)をお持ちになつてください。代理人が切り替える場合は世帯主からの委任状が必要となります。

(本庁・石川庁舎・勝連庁舎・与那城庁舎)でご確認ください。

保険証の切替が済んで...

新しい保険証は平成20年4月1日以降からの使用となります。平成20年3月31日までは今お持ちの保険証を使用してください。

※有効期限の過ぎた保険証は、平成20年4月1日以降に各自で破棄してください。

国民健康保険法の一部改正により、保険証の有効期限が世帯ごとで変わります。

保険証の有効期限が変わる世帯

①平成20年4月2日～平成21年3月31日までに75歳(一定の障がいがある人は65歳以上)になる人がいる世帯。(後期高齢者医療制度へ移行する人)

②平成20年4月2日～平成21年3月31日までに65歳以上になる退職被保険者等がいる世帯。

なお、保険証の有効期限に伴う更新手続は①②に該当する世帯の場合には有効期限が切れる1か月前から保険証の更新ができますので、保険証と身分証をお持ちになつて国民健康保険課にて手続を行ってください。

※世帯全員が後期高齢者医療制度へ移行する世帯は更新手続きの必要はありません。

※保険税に未納がある世帯も有効期限が世帯ごとに変りますが、更新手続きは窓口でお約束している通りの方法で行ってください。

所得の申告はお済みですか？



所得の申告をしないといふと...

- 保険税が適切に課税(計算)されず、軽減判定も行えません。
- 高額療養費等の支給額にも影響します。

所得の申告がまだの方は、1月1日現在に住所がある市区町村で申告してください。



うるま市国民健康保険の「はり、きゆう、あん摩、マッサージ指圧施術利用券」の交付対象者の変更についてお知らせ

平成20年4月から医療制度改正により、75歳以上の高齢者(65歳以上で一定の障害のある方を含む)の方は、現在加入されている国民健康保険や社会保険などから離れ、独立した「後期高齢者医療制度」に加入することが決まっております。新しい医療制度の運営は沖縄県内全市町村が加入する「沖縄県後期高齢者広域連合」が行うことになっていくことから平成20年4月以降は75歳以上(65歳以上で一定の障害のある方を含む)の方は利用券の交付対象外となります。

【利用券の内容】

末しょう神経疾患、運動器疾患により医師の診断を受けた方で、うるま市国民健康保険の被保険者に対して1枚あたり800円の助成で1年間で1人12枚。ただし、継続治療を必要とする場合は、施術担当者意見書に基づき年間24枚を限度とする。

※現在、病院で治療中の方は申請できません。

※利用券はうるま市内の国保が指定した施術院以外では利用できません。